

令和元年 8 月 2 8 日

議 案

8 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第 17 号

常総市消防団条例の一部を改正する条例について

常総市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めらる。

令和元年 8 月 28 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は，地方公務員法が改正され，成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたことから，条例で定める非常勤の消防団員の任用について，法律と同様に成年被後見人等に係る欠格条項を削る改正を行うため，これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市消防団条例の一部を改正する条例

常総市消防団条例（昭和54年水海道市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を削り，同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改め，同号を同条第1号とし，同条第3号を同条第2号とし，同条第4号を同条第3号とする。

第6条第2項第1号中「前条第3号を除く各号」を「前条第1号又は第3号」に改める。

#### 附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第18号

常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年8月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、教育長の給料の額について、その任期中において市長及び副市長と同様に1割を減額するほか、市長等特別職の旅費の支給額に関し、引き続き一般職に属する職員に係る規定を適用することとし、その期限を延伸する改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例

常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例（平成15年水海道市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成32年8月2日」を「令和2年8月2日」に改める。

第2条中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

第3条中「平成31年9月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

第4条及び附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年9月30日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

常総市森林環境譲与税基金条例について

常総市森林環境譲与税基金条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年8月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため国から譲与される森林環境譲与税の適正な管理及び運用を図ることを目的とした森林環境譲与税基金を設置するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、常総市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第27条の規定により国から譲与される森林環境譲与税の額に相当する額として一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する施策の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第20号

### 常総市印鑑条例の一部を改正する条例について

常総市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年8月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、住民基本台帳法施行令等が改正され、住民票、個人番号カード等に旧氏の記載が可能となることに伴い、印鑑登録事務において旧氏による印鑑登録を可能とするほか、印鑑登録原票から男女の別を除く改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市印鑑条例の一部を改正する条例

常総市印鑑条例（昭和57年水海道市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「昭和42年法律第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「基づく本市の」を「基づき、本市が備える」に、「記載されている」を「記録されている」に改める。

第4条第3項第4号中「外国人住民（住民基本台帳法）」を「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下この号において「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏，外国人住民（法」に、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「及び通称」を「及び当該通称」に改め、同項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同条第4項中「作成する」を「調製する」に改める。

第11条第1項第4号中「氏名又は氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加え、同項第5号中「住民基本台帳法」を「法」に改める。

第14条中「作成されている」を「調製されている」に改め、同条第1号中「氏名（」の次に、「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏，」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「及び通称」を「及び当該通称」に改め、同条第4号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第 21 号

常総市税条例等の一部を改正する条例について

常総市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和元年 8 月 28 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は，地方税法の改正に伴い，個人住民税の非課税措置の拡充並びに軽自動車税の環境性能割の軽減及び種別割に係るグリーン化特例の見直しに係る改正を行うため，これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市税条例等の一部を改正する条例

(常総市税条例の一部改正)

第1条 常総市税条例(昭和33年水海道市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第37条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の一項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第37条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第37条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第37条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第37条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改め

る。

附則第7条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第7条の2の見出し中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地」を「令和元年度適用土地」に、「平成31年度類似適用土地」を「令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条（見出しを含む。）、第8条の2、第9条（見出しを含む。）及び第9条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第12条の4に次の3項を加える。

- 2 知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第12条の6の規定により読み替えられた第82条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第12条の4を附則第12条の4の2とし、附則第12条の3の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第12条の4 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第12条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第81条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第12条の8に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第82条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第13条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a(a)	6,900円	1,800円
第2号ア(ウ) a(b)	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b(a)	3,800円	1,000円
第2号ア(ウ) b(b)	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3

号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a(a)	6,900円	3,500円
第2号ア(ウ) a(b)	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b(a)	3,800円	1,900円
第2号ア(ウ) b(b)	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a(a)	6,900円	5,200円
第2号ア(ウ) a(b)	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b(a)	3,800円	2,900円
第2号ア(ウ) b(b)	5,000円	3,800円

附則第13条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

- 第13条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において

同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第84条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第89条及び第90条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第19条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第24条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第25条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第30条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第31条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 常総市税条例の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号中「又は寡夫」を「，寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第13条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表

の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第13条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(常総市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 常総市税条例等の一部を改正する条例(平成28年常総市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条の2附則第13条第2項から第7項までを削る改正規定中「第7項」を「第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中常総市税条例第37条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第37条の3の2、第37条の3の3及び第37条の4第1項の改正規定並びに附則第2条の規定 令和2年1月1日

(2) 第2条中常総市税条例第26条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(4) 第3条の規定 公布の日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定(前条第1号に掲げる規定に限る。)による改正後の常総市税条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第37条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第37条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき市税条例第37条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第37条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第37条の3の3第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施

行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 第2条の規定（附則第1条第2号に掲げる規定に限る。）による改正後の常総市税条例第26条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は，令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，令和2年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き，第1条の規定（附則第1条第1号に掲げる規定を除く。）による改正後の常総市税条例（次項において「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は，この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は，令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 第2条の規定（附則第1条第3号に掲げる規定に限る。）による改正後の常総市税条例の規定は，令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し，令和2年度分までの軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。

## 議案第22号

常総市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例について

常総市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年8月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、子ども・子育て支援法、同法施行令等が改正され、幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、幼稚園、こども園、保育所等を利用する3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの一部の子どもの保護者等に係る利用者負担額を無償とする改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

常総市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例（平成27年常総市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条中「第30条第2項各号」の次に「並びに法附則第9条第1項各号」を加え、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規則で定める」を「次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 教育・保育給付認定子どものうち、次に掲げる者に係る教育・保育給付認定保護者 零

ア 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子ども

イ 令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子ども

(2) 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者 同項（令第5条第2項、第9条、第11条第2項及び第12条第2項において準用する場合を含む。）、令第13条第1項及び第14条に定める額を限度として規則で定める額

第4条中「法附則第6条第4項の」を「法附則第6条第4項に規定する」に、「保育認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第5条中「支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に、「前2条」を「第3条第2号又は前条」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の常総市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる教育・保育に係る利用者負担額等について適用し、同日前に行われた教育・保育に係る利用者負担額等については、なお従前の例による。

議案第 23 号

常総市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について

常総市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和元年 8 月 28 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、子ども・子育て支援法、同法施行令等が改正され、幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、市立幼稚園の保育料のうち保護者が負担する額を無償とする改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

常総市立幼稚園保育料等徴収条例（平成17年水海道市条例第135号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 常総市立幼稚園保育料等に関する条例

第1条中「，入園準備費」を削り，「一時預かり保育料」を「預かり保育料」に，「の徴収に関し」を「について」に改める。

第3条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に，「常総市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が規則で定める」を「零とする」に改め，同条第3項を削り，同条第4項中「一時預かり保育料」を「預かり保育料」に改め，同項を同条第3項とする。

第4条の見出しを「（預かり保育料の徴収期限）」に改め，同条第1項を削り，同条第2項中「保育料及び一時預かり保育料の徴収期限」を「預かり保育料の徴収期限」に，「次の各号に掲げる保育料及び一時預かり保育料の区分に応じ，当該各号に掲げる日」を「利用する日の属する月の翌月5日」に改め，同項各号を削り，同項を同条第1項とし，同条第3項を削る。

第5条を削る。

第6条の見出し中「保育料等」を「預かり保育料」に改め，同条第1項中「該当し，保育料等の納付が困難と認める場合」を「該当する場合」に，「保育料等を」を「預かり保育料を」に改め，同項第1号中「あったとき。」を「あり，預かり保育料の納付が困難と市長が認める場合」に改め，同項第2号中「生じたとき。」を「生じ，預かり保育料の納付が困難と市長が認める場合」に改め，同項に次の1号を加える。

(3) 園児が病気その他正当な事由により月の初日から末日まで出席しない場合

第6条第2項を削り，同条を第5条とする。

第7条を第6条とし，第8条を第7条とする。

附則第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に，「教育委員会規則で定める」を「零とする」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の常総市立幼稚園保育料等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる教育又は保育に係る保育料等について適用し、同日前に行われた教育又は保育に係る保育料等については、なお従前の例による。

議案第24号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和元年8月28日 提出

常総市長 神達 岳志

記

路線名	起点	終点
3387	坂手町5631	坂手町5632

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第25号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和元年8月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3388	旧	坂手町5640	旧	坂手町5938
	新	坂手町5915-1	新	坂手町5938

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、鹿小路細野線の供用開始に伴い、その一部が道路としての機能を喪失し、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その起点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第26号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和元年8月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3390	旧	坂手町5888	旧	坂手町1587-2
	新	坂手町5897-1	新	坂手町1587-2

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、鹿小路細野線の供用開始に伴い、その一部が道路としての機能を喪失し、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その起点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第27号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和元年8月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3389	旧	坂手町5885	旧	坂手町5909
	新	坂手町5898-1	新	坂手町5909

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、鹿小路細野線と重複して供用されている区間を除くこととし、その起点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第28号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和元年8月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3867	旧	内守谷町4010	旧	内守谷町4004-1
	新	内守谷町4008	新	内守谷町4003-1

提案理由

本案は、内守谷町地内の路線について、鹿小路細野線の供用開始に伴い、その一部が道路としての機能を喪失し、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第29号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和元年8月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3882	旧	内守谷町5053-1	旧	内守谷町5011
	新	内守谷町5053-1	新	内守谷町4982-1

提案理由

本案は、内守谷町地内の路線について、隣接する民有地と一体となっており、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第30号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和元年8月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3885	旧	内守谷町5046-4	旧	内守谷町5057
	新	内守谷町5007-1	新	内守谷町5057

提案理由

本案は、内守谷町地内の路線について、議案第29号において市道から除く区間のうち、払下げ予定の区間以外のものを当該路線に含めることとし、その起点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

## 議案第31号

### 建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和元年8月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 記

- |         |  |              |  |
|---------|--|--------------|--|
| 1 協定の目的 | 常総市公共下水道内守谷浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定 |              |  |
| 2 協定の金額 | 変更前の金額                                   | 240,000,000円 |  |
|         | 変更後の金額                                   | 232,400,000円 |  |
|         | 変更による減額                                  | 7,600,000円   |  |

#### 提案理由

本案は、平成30年5月定例会議において議決を経た常総市公共下水道内守谷浄化センターの建設工事委託に関する協定について、その一部を変更する協定を締結したいので、これを提出する。